

介護保険サービス① 居宅サービス

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。

「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスの中から、希望に合うものを組み合わせて利用できます。（居宅サービス事業所一覧⇒39～41ページ）

相談

介護予防支援（要支援1・2）・居宅介護支援（要介護1～5）

ケアプランを作成する他、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。要支援1・2の場合は、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所、要介護1～5の場合は、居宅介護支援事業所にて行います。
※ケアプランの作成および相談は無料です。

自宅を訪問してもらう

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの身体介護、調理・洗濯・掃除などの生活援助や生活に関する相談・助言を行います。

【自己負担額（1割の場合）】

区分	項目	自己負担（1回）
要介護1～5	身体介護30分以上1時間未満	387円
	生活援助20分以上45分未満	179円

※利用の時間数や時間帯などにより費用が異なります。

※この他に各種加算があります。

訪問入浴介護

訪問入浴車により、家庭を訪問して入浴の介助を行います。

【自己負担額（1割の場合）】

区分	自己負担（1回）
要支援1・2	856円
要介護1～5	1,266円

※この他に各種加算があります。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

【自己負担額（1割の場合）】

区分	自己負担（1回）
要支援1・2	298円
要介護1～5	308円

※この他に各種加算があります。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。（医療行為をとまなう往診とは異なります。）

【自己負担額（１割の場合）】

項 目	自己負担（１回）
医師	５１５円
歯科医師	５１７円
薬剤師	５６６円
管理栄養士	５４５円
歯科衛生士等	３６２円

※単一建物居住者が１人の場合の自己負担額です。

※利用条件などにより費用が異なります。

訪問看護

看護師などが家庭を訪問して、かかりつけ医の指示に基づいて、療養上の支援または必要な診療の補助を行います。

【自己負担額（１割の場合）】

区 分	項 目	自己負担（１回）
要支援 １・２	訪問看護ステーションから ３０分未満	４５１円
	３０分以上１時間未満	７９４円
	病院または診療所から ３０分未満	３８２円
	３０分以上１時間未満	５５３円
要介護 １～５	訪問看護ステーションから ３０分未満	４７１円
	３０分以上１時間未満	８２３円
	病院または診療所から ３０分未満	３９９円
	３０分以上１時間未満	５７４円

※利用時間・派遣条件などにより費用が異なります。

※この他に各種加算があります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

【自己負担額（１割の場合）】

項 目	区 分	自己負担（１日）
併設型 （多床室）	要支援１	４５１円
	要支援２	５６１円
	要介護１～要介護５	６０３円～８８４円

短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設や医療機関に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護などの機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活の支援などが受けられます。

【自己負担額（１割の場合）】

項 目	区 分	自己負担（１日）
老人保健施設 （多床室）	要支援１	６１３円
	要支援２	７７４円
	要介護１～要介護５	８３０円～１，０５２円

※個室・多床室などにより費用が異なります。

※この他に各種加算・滞在費・食費がかかります。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、日帰りで入浴や食事の提供などの日常生活上の支援や相談・助言・機能訓練などが受けられます。

【自己負担額（１割の場合）】

項 目	区 分	自己負担（１回）
７時間以上 ８時間未満 の場合	要介護１	６５８円
	要介護２	７７７円
	要介護３	９００円
	要介護４	１，０２３円
	要介護５	１，１４８円

※利用時間などにより費用が異なります。

※この他に各種加算・食費がかかります。

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関に通い、日帰りで日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションなどが受けられます。

【自己負担額（１割の場合）】

項 目	区 分	自己負担
7時間以上 8時間未満 の場合	要支援1	2,268円/月
	要支援2	4,228円/月
	要介護1	762円/回
	要介護2	903円/回
	要介護3	1,046円/回
	要介護4	1,215円/回
	要介護5	1,379円/回

※要支援は1月あたり、要介護は1回あたりの自己負担額です。

※利用時間などにより費用が異なります。

※この他に各種加算・食費がかかります。

特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホームおよび軽費老人ホーム）に入居している方が食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の支援を受けます。

【自己負担額（１割の場合）】

区 分	自己負担（1日）
要支援1・2	183円～313円
要介護1～5	542円～813円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

介護保険サービス② 施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって次の2つのタイプに分かれます。利用者が直接施設へお申し込みのうえ、契約を行います。

(施設サービス事業所一覧⇒42ページ)

要支援1・2の方は、施設サービスを利用できません。

生活介護
が中心

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅では介護ができない方を対象とする施設です。入浴・排泄・食事などの日常生活の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

原則として、要介護3以上の方が対象となりますが、やむを得ない事由による特例入所が認められた場合は、要介護1・2の方も利用できます。

【自己負担額（1割の場合）】

※ユニット型個室の場合

区 分	自己負担（1日）
要介護1～5	670円～955円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

リハビリ
が中心

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方を対象とする施設です。看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の支援を行います。

【自己負担額（1割の場合）】

※基本型多床室の場合

区 分	自己負担（1日）
要介護1～5	793円～1,012円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

介護保険負担限度額

下記対象施設を利用したときの、食費・居住費（滞在費）が本人・世帯の状況等により軽減されます。

【対象となる施設、ならない施設】

対象となる施設	対象とならない施設
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護	グループホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

【対象となる要件】

- ①世帯全員が住民税非課税である
- ②配偶者がいる場合、配偶者の住民税が非課税である
※配偶者が別世帯でも審査の対象となります
- ③資産要件が以下の基準を超えていない

第1段階：単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下

第2段階：単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下

第3段階①：単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下

第3段階②：単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

40～64 歳の方（第2号被保険者）：単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下

※生活保護受給者は要件なし

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
保 険 者 フリガナ	
氏 名	
生年月日	
通年平月日	
有効期限	から まで
世帯の負担限度額	（介護予防）短期入所生活（療養）介護 その他のサービス
居住費又はユニット型個室	ユニット型個室
滞在費又はユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室
負担限度額	従来型個室（老健・医療院等） 多床室
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

【居住費・食費の自己負担限度額（日額）】

段階	対 象	食費	居住費（滞在費）			
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
4	市民税課税世帯（基準額）	1,445 円	2,066 円	1,728 円	1,231～1,728 円	915 円
3	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金との収入額の合計額が80万円超	② 120 万円以上 ① 80～120 万円	1,370 円	1,370 円	880～1,370 円	430 円
		650 円 (1,000 円)	1,370 円	1,370 円	880～1,370 円	430 円
2	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金との収入額の合計額が80万円以下	390 円 (600 円)	880 円	550 円	480～550 円	430 円
1	生活保護または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	300 円	880 円	550 円	380～550 円	0 円

- ※ 令和7年8月1日より記載されている80万円が80万9千円に変更となります。
- ※ ()内の金額は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ※ 基準額および従来型個室の負担額は、各施設で異なる場合があります。
- ※ 預貯金、配偶者（別世帯含む）の課税状況等により軽減の対象外となる場合があります。

＜参考＞介護保険以外の施設サービス

ご利用にあたっては、養護老人ホームについては総合福祉課または各庁舎窓口へ、その他の施設については各施設（介護保険以外の施設サービス⇒42ページ）にご相談ください。

軽費老人ホーム

60歳以上(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上)の方が対象で、入所者の生活相談、入浴・食事の提供や緊急時の対応を行います。入所者が介護を必要とする状態となった場合は、介護保険などのサービスを利用することができます。

有料老人ホーム

入浴・食事の介護など、日常生活上必要なサービスを受けることができます。

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

養護老人ホーム

身体上、精神上、環境上の問題があり、なおかつ経済的に困窮している65歳以上の方で、自宅において生活することが困難な方が入所できる施設です。

※ご利用にあたっては入所判定が必要となります。

介護保険サービス③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスはむつ市に住所がある方のみ使えるサービスです

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域内でサービスの利用および提供が完結するサービスを類型化したものです。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴および食事の提供などの日常生活上の支援や相談・助言・機能訓練などが受けられます。

【自己負担額（1割の場合）】

項 目	区 分	自己負担（1回）
併設型 7時間以上8時間未満 の場合	要支援1	773円
	要支援2	864円
	要介護1～5	894円～1,278円

※利用時間などにより費用が異なります。

※この他に各種加算・食費がかかります。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の方は利用できません。

比較的安定状態にある認知症の要介護者の方に、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

【自己負担額（1割の場合）】※1ユニットの場合

区 分	自己負担（1日）
要支援2	761円
要介護1～5	765円～859円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

組みあわせ訪問・泊まりなど

小規模多機能型居宅介護

小規模な居住型の施設への通所を中心としながら、訪問や短期間の宿泊などを組み合わせて、食事・入浴などのサービスが受けられます。

【自己負担額（1割の場合）】

※同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

区 分	自己負担（1月）
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1～5	10,458円～27,209円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

地域の介護サービス

地域密着型介護老人福祉施設

原則として、要介護3以上の方が対象となりますが、やむを得ない事由による特例入所が認められた場合は要介護1・2の方も利用できます。

定員30名未満の特別養護老人ホームで、入所した要介護者に対して、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事などの日常生活の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うことを目的とした施設です。

【自己負担額（1割の場合）】

※ユニット型個室の場合

区 分	自己負担（1日）
要介護1～5	682円～971円

※この他に各種加算・居住費・食費がかかります。

施設に通う

地域密着型通所介護（デイサービス）

※要介護1～5の方が対象となります。

定員19名未満のデイサービスセンターなどに通い、日帰りで入浴や食事の提供などの日常生活上の支援や相談・助言・機能訓練などが受けられます。

【自己負担額（1割の場合）】

項 目	区 分	自己負担（1回）
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	753円
	要介護2	890円
	要介護3	1,032円
	要介護4	1,172円
	要介護5	1,312円

※利用時間などにより費用が異なります。

※この他に各種加算・食費がかかります。

※自己負担額は、事業所体制や職員体制等により費用が異なります。また、食費・居住費の自己負担があります。詳しくは「介護保険負担限度額」（⇒22ページ）をご覧ください。

介護保険サービス④ 生活環境を整えるサービス

介護保険サービスの福祉用具貸与・購入、住宅改修について

福祉用具を使うことで自立した生活ができ、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅改修をするときは、ケアマネジャーや福祉用具事業者とよく相談しましょう。

福祉用具を借りる

福祉用具の貸与

車いすや特殊寝台などを貸与します。貸与費用の自己負担割合は1割です。一定以上の所得がある場合、自己負担割合は2割または3割となります。

【対象品目】

① 手すり	： 要支援 1 以上
② スロープ	： //
③ 歩行器	： //
④ 歩行補助つえ	： //
⑤ 車いす	： 原則要介護 2 以上
⑥ 車いす付属品	： //
⑦ 特殊寝台	： //
⑧ 特殊寝台付属品	： //
⑨ じょくそう（床ずれ）防止用具	： //
⑩ 体位変換器	： //
⑪ 認知症老人徘徊感知機器	： 原則要介護 2 以上
⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	： //
⑬ 自動排泄処理装置	： 原則要介護 4 以上

※料金は事業者にお問い合わせください。

※貸与基準に満たない介護度の方も身体状況により貸与可能となる場合がありますので、各地域包括支援センター（⇒1ページ）や居宅介護支援事業所など（事業所一覧⇒39ページ）にご相談ください。

※一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

特定（介護予防）福祉用具購入費の支給

在宅の要介護者が、特定（介護予防）福祉用具販売事業者（事業所一覧⇒44ページ）より購入した費用の一部を支給します。

【上限額・自己負担割合】

1年間（4月1日～翌年3月31日）に利用できる上限額は10万円で、自己負担割合は1割です。一定以上の所得がある場合、自己負担割合は2割または3割となります。

【対象品目】

- | | | |
|-------|------------------|-----------|
| ①腰掛便座 | ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ③入浴補助用具 |
| ④簡易浴槽 | ⑤移動用リフトのつり具の部分 | ⑥排泄予測支援機器 |

※一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

住宅改修費の支給

【内容】

在宅の要介護者が、自宅の小規模な住宅改修を行なった費用の一部を支給します。

【上限額・自己負担割合】

利用できる上限額は20万円で、自己負担割合は1割です。一定以上の所得がある場合自己負担割合は2割または3割となります。

転居や要介護度の上昇（3段階以上）により、再度改修できる場合があります。

【対象品目】

- | | | | |
|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| ①手すり設置 | ②段差解消 | ③床材変更 | ④引き戸等への扉の取り替え |
| ⑤和式便器から洋式便器への取り替え | ⑥上記に付帯して必要な住宅改修 | | |

福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給の申請方法

①事前申請

受領委任払い、償還払いともに福祉用具購入および住宅改修前に事前の申請が必要です。

事前申請を行わずに購入および改修を行なった場合、支給を受けられないのでご注意ください。

【事前申請の時に必要な書類】

●福祉用具の場合

福祉用具購入事前依頼書、購入する福祉用具名と価格が確認できるもの（カタログのコピーなど）

●住宅改修の場合

住宅改修事前審査依頼書、工事内訳書（見積書）、改修前の写真（日付入り）、平面図、ケアマネジャーなどが作成した理由書、承諾書（被保険者所有以外の住宅の場合のみ）

②支給申請（要介護認定の新規申請中や入院中の場合は償還払いとなります。）

●償還払い

一度販売業者（工事業者）へ、費用全額を支払ったのち支給申請を行えば、後日市より被保険者へ支給対象分を支払います。

●受領委任払い

販売業者（工事業者）へ、費用のうち自己負担分のみを支払ったのち支給申請を行えば、後日市より販売業者（工事業者）へ直接残りの費用を支払います。

【支給申請必要書類等】

●福祉用具：福祉用具購入支給申請書、領収書（被保険者名義）

●住宅改修：住宅改修支給申請書、改修後の写真（日付入り）、領収書（被保険者名義）

※支給申請の際には、個人番号の確認できるものが必要です。また、代理の方が申請する際には代理権の確認できるもの（介護保険被保険者証、委任状）、代理人の身元が確認できるものが必要になります

●申請方法：各地域包括支援センター（⇒1ページ）や居宅介護支援事業所など（事業所一覧⇒39ページ）にご相談のうえ、介護保険課に申請してください。

介護保険サービス⑤ 利用者負担の軽減を図る制度

介護保険のサービスを利用したときの自己負担が高額になったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみがあります。

高額介護サービス費

1か月の介護サービス費用の利用者負担額が、次の上限額を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として支給（払い戻し）されます。

※福祉用具購入費・住宅改修費・食費・居住費（滞在費）の自己負担分は含まれません。

食費・居住費（滞在費）の減額については22ページをご覧ください。

【自己負担の上限額（月額）】

課税状況	上限額
課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （年収 770 万円以上 役 1,160 万円未満）の方	93,000 円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380 万円 （年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

※令和 7 年 8 月 1 日より記載されている 80 万円が 80 万 9 千円に変更となります。

高額介護サービス費は、初めて該当になった方または該当になっても申請の手続きをされていない方に対し、市より通知しております。通知書が届いた際は、お早めに手続きを行なってください。

一度申請の手続きを行えば、以後該当になった場合、指定された口座へ自動的に振り込まれます。

● 手続きに必要なもの

- ・口座を確認できるもの（通帳など）
- ・個人番号を確認できるもの
- ・代理の方が申請する場合は、代理権の確認できるもの（介護保険被保険者証、委任状）、代理人の身元が確認できるもの

● 申請先 介護保険課

社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得者または生活保護受給者が次のサービスを利用した場合、サービス利用料や食費・居住費などの利用者負担を軽減する社会福祉法人があります。

項 目	内 容
対 象 者	市民税非課税世帯で次の要件すべてに該当する方、または生活保護受給者 ●年間収入が単身150万円以下 (世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下) ●預貯金額が単身世帯で350万円以下 (世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下) ●居住する家屋以外に利用できる資産を所有していないこと ●負担能力のある親族等に扶養されていないこと ●介護保険料の滞納がないこと
対 象 サービス	●訪問介護 ●通所介護 ●(介護予防)短期入所生活介護 ※ ●特別養護老人ホーム ※ ●(介護予防)認知症対応型通所介護 ●(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※ ●地域密着型通所介護 ●夜間対応型訪問介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●複合型サービス ●介護予防訪問介護相当事業 ●介護予防通所介護相当事業 ※生活保護受給者については、※印の個室の居住費のみ軽減されます。 ※事業所により一部実施するサービス内容が異なります。

要介護1以上の方に対する障害者控除対象者認定書の発行

次の①～③のすべてに該当する方は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」により、所得税・住民税の障害者控除を受けられる場合があります。

項 目	限 度 額
対 象 者	①満65歳以上の方 ②本人、あるいは本人を扶養親族としている方で、納付すべき所得税額が課税されるべき市・県民税の所得割額がある方 ③「要介護1～5」に認定されている方(12月31日時点)
申請に係る注意点	●申請は、原則として申告予定者またはそのご家族の方に限らせていただきます。 ●介護保険証をお持ちください。 ●申請から交付まで数日かかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。 ●申請先：介護保険課または各庁舎窓口